

一禁裏法皇御所、右御壺愛宕江御登山有之候得者、所司代組與力兩人兩御所江參御取次より御茶壺請取直に愛宕へ持參、坊中之内江相渡、手形取之候由、御壺御下山之節は、右與力愛宕江罷越御壺請取御所江參御取次中江相渡候由、

〔宇治古文書〕當年茶詰事、從來朔日何も可相詰、其以前ニ壺在所ヲ出事停止候也、

三月廿三日

家康 朱印

上林掃部之助どのへ

森彦右衛門どのへ

〔殿居囊 武家年中行事〕四月朔日、宇治御茶御用御數寄屋頭御暇、

〔享保盛事實錄二〕一山城國宇治の里の茶をめさる、事は寛永九年よりはじまりて、其かみは茶道頭一人坊主二人その事を奉り、徒頭壹人組の老衆を引具して道路の警衛す、されば名有る茶壺どもあまた携へ行て、宇治にて茶を求、それを京の愛宕山に百日餘り收置ふた、び山より取出して府に持かへる事なり、その往來のむまやくに御料の地代官所よりこれを供し、私領は領主々々よりあつくもてなし、其おこそかなるさまたとふるにもなし、嚴有院殿家綱徳川の御時より、茶壺を愛宕山に收むる事は止られ、甲斐國谷村に收め置、護送の人は皆府にかへり、秋に至り、又かしこにおもむきて携へかへること、せられしかば、猶驛路の費、役夫の勞少からず、公かねて其由をしろしめしければ、道すがら護送の者どもを饗する事をやめられ、又徒頭の警衛をもとめられて、二條城に在番する大番一人をそへらる、こと、なりしに、元文三年より谷村に收置事もやみて、今は京より直に府に送り、富士見の櫓に入置る、事となれりか、りし後、は行役の勞苦をばく事少からざりしとなん、

〔大猷院殿御實紀附錄三〕步行頭して宇治採茶の事にあづからしむるは、寛永十年二月、朽木與五